

第10条 構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業の取引金融機関は、とし、共同企業の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、これを第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、企業が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者が有る場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により脱退した者がいるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する出資の割合に加えた割合にする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 企業は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員のうちから、代表者を変更す

ることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の成立を証明するため、この協定書 通を作成し、構成員が記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

⑩

住 所
商号又は名称
代 表 者

⑩

住 所
商号又は名称
代 表 者

⑩